

山口市中小企業原油価格・物価高騰等対策資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格、原材料価格及び物価の高騰等により経営の安定に支障を生じているが、その業況が回復することが見込まれる山口市内の中小企業者に必要な資金を融資することにより経営環境の安定化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 資本の総額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社及び個人

イ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であつて、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

(2) 保証協会 山口県信用保証協会をいう。

(3) 取扱金融機関 保証協会と保証に関する約定を締結している金融機関のうち、市長が指定した金融機関をいう。

(4) 会議所 山口商工会議所をいう。

(5) 商工会 山口県中央商工会及び徳地商工会をいう。

(保証)

第3条 保証協会は、この要綱に定めるところにより、取扱金融機関が中小企業者に対して行った融資を保証する。

(融資対象者)

第4条 融資の対象となる者は、次の要件を備える者でなければならない。

(1) 市内に主たる事業所を有し、かつ引き続き同一事業を1年以上営んでいる者

(2) 経営改善計画が適正であり、概ね今後3年以内に業績の回復が見込まれ、貸付金の返済能力が認められる者

(3) 市税等すべてを完納している者

(4) 原油価格・物価高騰等の影響により、次のいずれかに該当する者

ア 最近3か月間の売上高又は売上総利益額（粗利益）若しくは、営業利益額（以下「売上高等」という。）の合計額が前年、前々年又は3年前同期の売上高等の合計額に比べて5%以上減少している者

イ 最近1か月の売上高等が前年、前々年又は3年前同期の売上高等に比べて5%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等の合計額が前年、前々年又は3年前同期の売上高等の合計額に比べて5%以上減少することが見込まれる者

ウ 最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年、前々年又は3年前同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて減少している者

(資金使途)

第5条 融資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

(融資条件)

第6条 融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額
1 企業 2,000万円以内
- (2) 融資利率
別に定める。
- (3) 保証料率
保証協会が決定した保証料率の42パーセントとする。ただし、責任共有保証料率の適用範囲外となる保証制度を利用する場合は、その保証制度の定めた保証料率とする。
- (4) 償還期限
 - ア 運転資金 10年以内
 - イ 設備資金 10年以内
- (5) 返済方法
 - ア 原則として月賦償還とする。
 - イ 運転資金及び設備資金は、24月以内の据置期間を置くことができる。
- (6) 連帯保証人
原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合は「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」(20240115 中庁第15号令和6年1月18日制定)に定めるとおりとする。
- (7) 担保
原則として担保を徴求しない。
- (8) 融資方法
手形貸付又は証書貸付
- (9) 取扱金融機関
 - ア 山口銀行
 - イ 西京銀行
 - ウ 萩山口信用金庫
 - エ 西中国信用金庫
- (10) 保証料補助
別に定める。

(申込手続)

第7条 融資を受けようとする者は、申込書により取扱金融機関へ申込むものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定による申込みを受けたときは、申込書を会議所及び商工会（以下、「会議所等」という。）に提出しなければならない。

（融資の審査）

第8条 会議所等は、融資の審査に当たっては、審査会を開催し、当該審査会に次に掲げる機関を参加させ、その同意を得なければならない。

- (1) 市
- (2) 取扱金融機関
- (3) 保証協会

2 会議所等は、緊急その他特別な理由により審査会の審査を経て融資の決定をする暇がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず各機関と協議して融資の決定をすることができる。この場合、次期審査会にその旨報告するものとする。

（副申書の送付）

第9条 会議所等は、前条に基づき融資することについて適当と認めたときは、申込書に副申書を添付して保証協会に送付する。ただし、前条第2項に該当する場合はこの限りではない。

（信用保証料率軽減の補てん－保証協会）

第10条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において保証協会に対し、信用保証料率軽減による信用保証料収入減少分の一部を補う補てん金を支払うものとする。

2 前項に規定する補てんは、毎年度、市が保証協会と契約を結ぶこととし、補てん金の額については、契約書の定めによる計算方法により算出した額とする。

（報告）

第11条 会議所等は、市長が貸付状況の報告を求めたときは、これに応じなければならない。

（原資預託等）

第12条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において取扱金融機関に対し、融資に係る原資を無利子で預託するものとし、取扱金融機関は当該預託額の4倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

2 前項に規定する預託は、預託金額の配分調整、預託の時期等の条件について取扱金融機関との協議により定めたい預託契約を結び実施するものとし、年度末の3月31日に回収する。

（業務協力）

第13条 市及び会議所等は、この制度にかかる融資額の回収及び求償権の行使につき取扱金融機関及び保証協会に協力する。

（運営委員会）

第14条 市長は、この制度の運用に当たり、改正等基本的事項を審議するため運営委員会を設置する。

2 運営委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市
 - (2) 取扱金融機関
 - (3) 保証協会
 - (4) 会議所等
- （その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が保証協会及び会議所等と協議して別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

ただし、第12条及び第13条の規定については、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月31日から施行する。